OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜書評＞Samuel Bowles, The Moral Economy : Why Good Incentives are No Subsitute for Good Citizens
Author(s)	多田, 一夫
Citation	年報人間科学. 2019, 40, p. 47-51
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71612
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

〈書評〉

Samuel Bowles
The Moral Economy : Why Good Incentives are No Substitute for Good Citizens
Yale University Press,2016

多田 一夫

はじめに―本書の成り立ちと構成

２０１７年のノーベル経済学賞は、心理学と意思決定理論、経済学、社会学などを融合させ、人間の意思決定や短期的な市場の変動などをより良く説明しようとする行動経済学のリチャード・H・セイラーシカゴ大学教授に授与された[1)]。本稿では、行動経済学だけでなく、マルクス経済学や制度派経済学（経済活動に対する法律等の諸制度の役割と進化を研究）の方法を援用してアメリカの社会経済問題を研究するサミュエル•ボウルズの最新の著書、『THE MORAL ECONOMY WHY GOOD INCENTIVES ARE NO SUBSTITUTE FOR GOOD CITIZENS』（Samuel Bowles,Yale University Press, ２０１６）を取り上げる。利己心と共感の問題（アダム・スミス問題）や現代の経済活動における道徳心や道徳感情の役割などについて、大きな示唆が期待できるからである。

著者、ボウルズは１９３９年生まれ、現在はサンタフヱ研究所アーサー・シュピーゲル研究教授職•行動科学プログラムディレクターである。１９６５年にハーバード大学から経済学の博士号（学位論文は『計画的教育システム』）を得ている。著書に『アメリカ資本主義と学校教育』（岩波書店　２００８年)、『制度と進化のミクロ経済学（叢書《制度を考える》)』(NTT出版　２０１３年)、『不平等と再分配の新しい経済学』（大月書店　２０１３年)）などがあるように、アメリカの教育制度が不平等の是正に有効でないことや、従来階級間の問題とされてきた労使関係に新たな分析視角を提供したことがボウルズの業績と言われている[2)]。

本書の構成は、「まえがき」・「第１章「経済人」をめぐる問題」・「第２章悪党のための立法」・「第３章道徳感情と物質的利害」・「第４章情報としてのインセンティブ」・「第５章リベラルな市民文化」・「第６章立法者のジレンマ」・「第７章アリストテレス的立法者の使命」、「補遺　注　引用文献　索引」の全7章、２７２ページからなっている。各章に小見出しがあるが、第２章の「（２）悪党のための立法」と第5章「（８）リベラルな市民文化」、第6章「（８）立法者のジレンマ」、第７章「（３）アリストテレス的立法者の使命」は、章題と重複しており、筆者が主張したい重要なところと思われる[3)]。

以下、本書の主な議論を評者なりに纏め、紹介することとしたい。

内容その１－　政策対象としての人間とインセンティブ

はじめにイスラエルのハイファの託児所とボストンの消防署の事例が紹介される。

決められた時刻に子供を迎えに来なかった保護者に罰金を科したところ、遅刻が減るよりも増えたため罰金を取りやめたが、親たちの遅刻は減らなかった。消防署では、月曜日と金曜日に病気欠勤が集中したので、無制限だった有給病欠を１５日間に制限したり、休日出勤への特別手当を廃止したものの、病欠は前年の二倍に増加した。いずれの場合も、罰金や制度の廃止というインセンティブによって事態を悪くしてしまったのである。

こうした事例の原因究明と対応策を考えようとするのが本書の目的であり、インセンティブの対象である保護者や署員をどのような人間と見なすべきか、がまず問題となる。

これまで、経済政策に限らず法律や公共政策などを設計（政策立案者の立場）する際に、設計対象者（市民や労働者など）を完全情報の下で合理的判断を行う「ホモ・エコノミクス（経済人・非道徳性によって行動する「悪党」）」と見なしている。マキャベリやマンデヴィル、アダム・スミスは、利己的で非道徳的な人間＝ホモエコノミクス（「悪党」）で構成されていても、制度や機構を整えれば秩序だった豊かな社会を作れるのではないかと考えていた。個々の人格を問題とはしなかった。スミスが言う豊かな社会とは、悪党が活動する市場とその結果を享受する社会のことで、そこでは、価格が唯一の物差しとして働き、道徳は必要とされない。また、インセンティブと道徳感情はそれぞれ独立してその目的、効果を実現できる（単純に加法的）ものと考えられている。

しかし、囚人のジレンマゲーム（相談できない状態のＡとＢに、両者が黙秘した場合、一方が黙秘し、一方が自白した場合、両者が自白した場合、の四つのケースと罰則を提示して、Ａ・Ｂの相関関係と行動を観察するゲーム）では、ＡはＢが裏切ると思えば、ＡもＢを裏切るように、他者との関係性によって意思決定することが多いと確認されている。また、軍隊への入隊動機のように、職業訓練がうけられるといった道具的動機（インセンティブ）と、国に奉仕したいという内発的動機（道徳心）を分離するのが難しいことも分かっている。

こうしたことから、政策対象としての人間はインセンティブに対して必ずしも合理的（利己的）に対応するとは限らないことになる。

インセンティブを「行動に結びつく、将来の物質的な費用と便益に影響を与える介入（経済的な、金銭的なといった明示的な形容詞をつけずに）」（ｐ４7）と定義する。また、道徳心や道徳感情を「社会的選好」と言い換え、「利他主義、互恵性、他者を助けることから感じる内在的な喜び、不平等の回避、倫理的なコミットメント、この他、自分自身の富や物質的利得を最大にしようとするよりも、他者を助けるように人々を促すような動機」（ｐ４５）と定義しよう。この定義のもとで、インセンティブの性質や作用とインセンティブと社会的選好の関係、特に社会的選好がクラウディングアウト（押し出すという意味の経済学用語、クラウディングインは逆の意味）されていく様子やその理由が問題とされる。

インセンティブの性質や作用は、次の四点である。①インセンティブは「ありうる状況」「想定する動機」および「関係」といった何らかのメッセージをつたえ、社会的選好に影響を与えることがある。②インセ

ンティブの名称（報酬と賄賂の違いなど）が受け手にフレーミング効果（倫理性のスイッチをオン・オフする）を生み、道徳的束縛からの解放をもたらすことがある。③インセンティブ（厳しい規制等）は有能感や自己決定の感情に作用して、自立性を損なう場合がある。④インセンティブは費用・便益計算を行う意識的思考を刺激して共感のような情動を無効にしやすい。

さらに、インセンティブが個人の経験の中から育った価値（「経験的価値―寛容や相互利益、労働倫理等の諸動機」）に影響を与える場合、「カテゴリー的クラウディグアウト」が起こる。これは、人の長期的な学習過程を変化させ、簡単に逆転できないものにする。他方、インセンティブの大きさ（高低・強弱・長短など）によってその目的・効果が変化する場合は、「限界的クラウディングアウト」（消費税導入による消費行動の変化など）が起こる。インセンティブの存在と性格が受け手に可逆的なシグナルとなって状況の一部となるのである。

実験や観察等からは、カテゴリー的クラウディングアウトが多く確認され、その効果は長期にわたって持続し、人間生活の他の領域に一般化される傾向にあると言える。そのため、市場やインセンティブが社会的選好を侵食し、文化的基礎を侵食してしまうと思われるが、多くの社会では、生存や繁栄のための強固な市民文化（「リベラルな社会」の市民文化）でもって克服されていると考えられる。

内容その２－「リベラルな社会」とインセンティブ

「リベラルな社会」を、「経済的な財やサービスの配分を広範に市場に任せること、政治的権利の形式的平等、法の支配、公共における寛容さ、そして、民族・宗教や生まれといった偶然的なものによって職業や地域の移動が禁止されることがほとんどない社会」（p105）と定義する。経済学の通説では、市場での見知らぬ者との交渉から信頼や協力、約束といった規範が作られ（「穏やかな商業（doux commerce）」―外交官より商人が信用できる）、そこから自由な市民文化が生まれたとされてきた。市場に依存しているミズリー州の人々の方が、平等主義的な生活の牧畜の人々より公平や寛容の観念は強いという観察結果があり、インセンティブがある種の社会的選好をクラデングィングインしていることもわかっている。

しかし、共有地の私有化や公共財のただ乗り現象など市場やインセンティブが社会的選好を侵食してリベラルな市民文化の育成を阻んでいる事例や観察結果もあるので、必ずしも「穏やかな商業」とリベラルな市民文化が直接結び付くとは言えない。

そこで、市場やインセンティブがリベラルな市民文化を直接的に生み出したというより、リベラルな市民文化・社会秩序（法の支配や匿名性、保険等）が市場やインセンティブが働く場として機能していると考えたほうがよさそうだ。

ところで、リベラルな市民文化のもとでは、政策立案者（立法者）は、人々の選好に関する中立性（価値自由）と自発的参加を前提に、社会的に効率的な政策を立てることが要請される。政策立案では、経済学のパレトー最適（ある集団が、1つの社会状態（資源配分）を選択するとき、集団内の誰かの効用（満足度）を犠牲にしなければ他の誰かの効用を高めることができない状態）の考え方が採用されている。パレトー最適は資源の最適配分という効率性を表わすだけで、社会の公平・平等や正義の成立を意味しない（市場

の失敗)。市場の失敗（資源の適正配分の失敗）が起こるのを防ぐ方策として、メカニズム・デザインと呼ばれる考え方（あるシステムが一定の振る舞い（現象）を示しているとき、システムを構成する存在物(entity)あるいは部分の活動やインタラクションによって当該の現象を生み出すように組織化されている、その組織化された状態をもとの現象に対するメカニズムという）が開発されてきた[4]。

その一例である「ダブルオークション」では、買い手と売り手の希望価格が同時に告げられ、各々が自らの選好と相手の希望価格のみを知っている状況が想定されているので、取引はある水準で成立することになる。ところが、自分の利益の最大化を図る参加者を前提にすると本当の評価が提示されず、取引が成立しない可能性が残る。希望価格の提示という完全情報のもと、契約の不確実性（履行費用や条件などに不確実性のある契約）などがない場合でも、価値自由と参加の自由とパレトー最適性（取引の成立）を同時に成立させることが困難なのである。

二つの自由とパレトー最適性はトレリンマ（三重苦）の関係にあって、トレリンマから脱出する方法は、二つの自由のいずれかを放棄することだが、リベラルな市民文化では許されないし、現実的でない。脱出するもう一つの方法は、利他主義的な行動をとることである。不完備契約の下での自由競争市場から、取引相手との信頼をお互いに高め合う傾向が確認され、相互に有益な交換ができるようにする社会規範が生まれてもいる。リベラルな社会でも、価値自由と参加の自由と市民の大多数の満足がすべて満たされないまでも、それに向けた努力と経済社会制度が考えられるのである。この次善の世界を実現しようとすることこそ、ジレンマに陥る政策立案者（立法者）に代わるアリストテレス的立法者の本来の仕事となる。

内容その３－アリストテレス的立法者の考え

経済的利益をはじめとする取得動機と、自らの道徳的、内在的な理由に沿った人になりたいという構成的動機を認めるアリストテレス的立法者は、インセンティブと社会的選好の相乗効果が期待できる方策を考える。個人的には何の利益も得ない仲間によって設定され（悪いニュースの回避)、相互利益的な目的を含む（道徳的束縛からの解放の回避)、内発的動機づけを補完する（コントロールの回避）インセンティブを考えるのである。最終的には、善き人々の育成を公共政策の目的とする。

このようなアリストテレス的立法者がハイファの託児所の事例にどう対処するか。それは、次のような告知、「三か月間無遅刻の保護者を表彰し報奨金を出すと同時に、遅刻者には罰金を科すが、報奨金と罰金は所内行事への寄付に充当できることとする（表彰と報奨金の授与、寄付受付は年１回の所内行事の際に行う)。さらに、やむをえない事情で遅刻せざるを得ない保護者や罰金が大きな負担となる保護者は、保育所（保護者・職員委員会）に説明すれば、遅刻者として公表されるが罰金は科せられない。」(p189）を託児所の前に張り出すというものである。

おわりに

経済活動における倫理の役割を研究する評者から見た本書の特徴をあげておきたい。

ハイファの託児所の告知は、遅刻に対する罰金に道徳的メッセージをもたせ（無遅刻者への表彰と対を

なす)、規則を守るという社会的選好をクラウディングアウトさせないようにする。報奨金と罰金は金銭的対価ではなく、所内行事への協力（社会的選好のクラウディングイン）で、罰金に代わる名前の公表は、遅刻者の社会的釈明となるだろう。延長保育や追加保育料の徴収といった制度化とは大きく異なる。

こうした対応は、遅刻する保護者や迎えを待つ子どもの心情から託児所の職員の労働条件さらに託児所の運営まで、すべての関係者の社会生活のあり方までを視野に入れ、遅刻という現象を考えようとしているようだ。そのため、ボウルズは経済学を含め、心理学、社会学などのあらゆる有益な知見を活用してインセンティブと社会的選好について多岐・多面的な議論をおこなっている。

合理的な人間（悪党）を前提にしつつも、社会的選好を促すことで（利他主義的人間の育成）より善い社会―次善の世界を作れるだろう、というのが著者の考えである。より具体的には、リベラルな社会の市民文化と市場やインセンティブが生み出す選好や規範との相互作用や、市民文化が持つ市場やインセンティブに対する包括性（優位性）に目を向けるべきだと言っているのである。さらに、社会的諸問題を市民文化や市場・インセンティブなどの制度的側面の問題として検討するだけなく、制度を担い作り上げていく人間の主体的な側面（合理的であるとともに社会的選好を持つ）への考察が欠かせないというのが著者の主張のようである。本書の副題「なぜ善きインセンティブは善き市民の代りをできないのか」の本意は「善き市民の下での善きインセンティブが善き社会を作る」にあるようだ。是非一読をお勧めしたい。

注

1）行動経済学等は、瀧澤弘和著『現代経済学』（中公新書　２０１８年）ｐ２７を参照。最新の経済学の動向が簡潔に纏められている。

2）ウィキペディア（Wikipedia）の「サミュエル・ボウルズ」を参照した。

3）原書からの引用を「　」表示し、評者の翻訳文を記載した。(p数字) はページ数を示す。小見出しの（番号）は評者が便宜上つけた。本書の邦訳が２０１７年に NTT 出版からに出ている。

4）瀧澤弘和著『現代経済学』ｐ２４７参照。